

保護観察対象者等の就労支援に関する評価項目について（取扱い）

建設工事の入札参加者の格付にかかる発注者別評価事項について、次のとおり、保護観察対象者等の就労支援に関する項目を追加します。

今回の改正は平成 29 年度の入札参加資格審査から適用します。

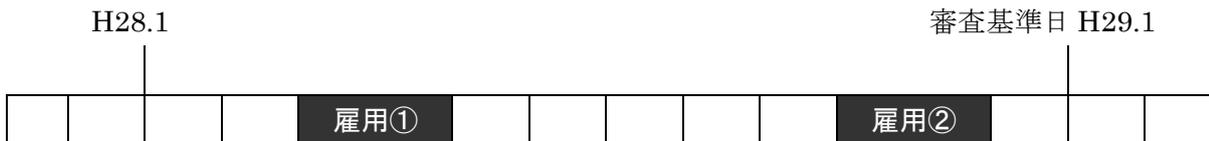
（１）評価内容 【二つの項目を個別に加点します。】

○〈協力雇用主としての登録〉審査基準日（1月1日）において、大津保護観察所に協力雇用主として登録されている場合・・・・・・・・・・3点

注 審査基準日の前日までに登録されていることが必要です。

登録されている期間については問いません。

○〈保護観察対象者等の雇用〉審査基準日から過去2箇年において、協力雇用主として3箇月以上保護観察対象者等を雇用した場合・・・・・・・・・・6点



○3 箇月以上の雇用が対象期間内にある（雇用期間①と雇用期間②で雇用している保護観察対象者等が同一でなくても可とします。）

（２）保護観察対象者等（保護観察・更生緊急保護の対象者）

○保護観察は、犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督および補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者および婦人補導院仮退院者の計 5 種がその対象となります。

○更生緊急保護は、刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合が対象となります。

○保護観察対象者等には、更生緊急保護の申出をした者で、身体の拘束を解かれた日から 1 年を経過しない者を含みます。

（３）提出書類

○協力雇用主の登録のみまたは保護観察対象者等の雇用の場合

大津保護観察所が発行する「別記様式第 1 号 保護観察対象者等の雇用に関する証明書」（証明書は原本を提出してください。）

(4) 協力雇用主の登録

- 大津保護観察所が協力雇用主登録の窓口となります。郵送等での登録手続きはできませんので、窓口にて手続きを行ってください。
- 協力雇用主の登録や保護観察等についての詳細は、大津保護観察所にお問い合わせください。
- 新規登録の場合は、一定の審査期間が必要となります。

大津保護観察所

住所 大津市京町三丁目1番1号大津びわ湖合同庁舎7階

電話番号 077-524-6683

(5) 保護観察対象者等の証明依頼手続き

○様式

別記様式第1号 保護観察対象者等の雇用に関する証明書〔2通〕(別添様式)

・協力雇用主として登録していること、保護観察対象者等を雇用した(直接雇用)ことの証明を大津保護観察所に依頼する際に使用する様式です。

○証明の依頼者

・別記様式第1号の申請者は、保護観察対象者等の直接の雇用主である建設企業とします。

○証明依頼方法

・大津保護観察所への持参のみとし、郵送等は認めません。

・持参者は、申請者の代表者以外のご担当の方でもかまいません。また、委任状や身分証の呈示を求めています。

・申請者の印は「会社実印」(代表者印)とします。ただし、印鑑証明は不要です。

○証明書の交付

・証明書の交付は、確認に時間がかかりますので、即日すぐには交付することができません。後日、大津保護観察所へ引取りに来るか郵送するかのいずれかの方法で取得してください。

・郵送を希望する方は、切手を貼付した返信用封筒を併せて提出していただければ、証明書を郵送します。

○添付書類

・切手を貼付した返信用封筒

・雇用実績の証明を依頼する場合には、保護観察対象者等の方の雇用期間に係る源泉徴収簿等(源泉徴収簿、給与(賃金)台帳および出勤簿・タイムカード)の写しを添付してください。

(注) 出勤簿・タイムカードについては作成がない場合は提出不要です。

(注) 源泉徴収簿等の写しは、大津保護観察所に雇用実績の証明を依頼する場合に必要ですが、市への入札参加資格審査申請の際には添付の必要はありません。

(注) 協力雇用主に登録していただいた時点から、商号、所在地、代表者氏名のいずれかが変更になっている場合については、変更が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写しも併せて提出してください。

保護観察対象者等の雇用に関する証明書

平成 年 月 日

大津保護観察所長 様

申請者

所在地

商号または名称

代表者

印（会社実印）

保護観察対象者等の雇用に関して、当社が下記のとおりであることを証明願います。

証明願 1. 大津保護観察所に協力雇用主として登録していること。	
協力雇用主に登録した日	昭和・平成 年 月 日 登録 ※加点を受けるためには審査基準日（例年 1 月 1 日）の前日までに登録している必要があります。

証明願 2. 次の期間雇用した者が保護観察対象者等であること。	
雇用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ※ 1 証明依頼日現在も雇用期間中の場合は、「・・・から現在まで」と記載してください。 ※ 2 被雇用者の氏名を記載する必要はありません。
添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（被雇用者の所得税源泉徴収簿の写しなど）	

（注 1）保護観察対象者等とは、更生保護法第 48 条に規定する保護観察中の方、婦人補導院を仮退院された方および同法第 85 条および第 86 条に規定する更生緊急保護の申出があった方をいいます。

本制度において証明が可能な保護観察対象者等は、雇用期間の全部もしくは一部において保護観察を受けていた方または更生緊急保護の申出をした方であって、雇用期間の全部もしくは一部が身体拘束を解かれた後一年を超えない期間にある方です。

（注 2）上記の証明願 1～2 のうちいずれか一方の証明を依頼する場合は、不要な証明願いを斜線で消してください。

上記申請内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

大津保護観察所長 印